

若桐会会則

第1章 総則

名 称

第1条 本会は 若桐会と称する。

事務局

第2条 本会は 事務局を東京都世田谷区松原2丁目17番22号
日本女子体育大学附属二階堂高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

目 的

第3条 本会は 日本女子体育大学附属二階堂高等学校の事業を後援し、母校と緊密な連携を保ちつつ会員相互の旧交を温め、親睦を図り合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

事 業

第4条 本会は 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦及び向上を図る事業
- 2 会報の発行及び会員の名簿作成
- 3 母校の発展に協力するために必要な事業
- 4 その他 目的を達成するために必要な事業
- 5 会費の徴収

第3章 会計

収 入

第5条 本会の収入は次の通りとする。

- 1 納入する会費
- 2 寄付金
- 3 その他の収入

予算決定

第6条 本会の予算及び決算は、事業年度の前後に役員会の会議を経た上監査を受ける。

事業年度

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

役員

第8条 本会は次の役員を置く

- 1 顧問（日本女子体育大学附属二階堂高等学校 校長）
- 2 会長1名
- 3 副会長2名
- 4 会計2名
- 5 会計監査2名（1名は日本女子体育大学附属二階堂高等学校教諭）

選任

第9条 役員を選任は会員総会に於いて行う。会長、副会長は、常任幹事会が推薦し総会の議決を持って決定する。他の役員は常任幹事会に於いて推薦し、会長が委嘱する。

任期

第10条 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。
（欠員の補欠役員任期は前任者の在任期間とする。）

役員の仕事

第11条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は会務を統括しこの会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。また、会長の職務を代行することができる。
- 3 幹事はそれぞれの卒業年度会員との連絡及び統合に当たる。
- 4 会計監査は、この会の会計を監査しその結果を幹事会・総会に報告する。

第5章 会 議

役員会

第12条 会長は必要に応じ役員会を招集し議長となる。

第13条 本会の最高意志決定機関として、会員総会を置き、総会は3年に1回を原則として会長が招集しその議長となる。
(但し、自然災害、感染症に於いて開催出来ない場合は、役員の承認とする)

第14条 総会の成立は、出席会員を持って成立する。

議事録

第15条 総会及び役員会の議長により指名された出席者の1名は、記録係として議事録を作成し、2名以上の出席者(内1名は役員)とともに記名・押印してそれを保存する。

第6章 会員及び会費

会 員

第16条 本会の会員は、次の通りである。

- 1 会 員 日本女子体育大学附属二階堂高等学校の卒業生

会 費

第17条

- 1 会費は1万円とする。(終身会費)但し社会の経済的な変動などやむを得ない事情が生じた場合には、役員会の議決によりこれを変更することができる。
- 2 会費の納入があったときは、直ちに納入手続きを行い、関係者に領収書を発行する。
- 3 寄付金 随意

その他

- 1 住所等の個人情報につきましては若桐会で管理する。個人情報の第三者への譲渡・提供は致しません。
- 2 名簿の貸出しは、日本女子体育大学附属二階堂高等学校若桐会事務局に来校する。
- 2 住所録閲覧の際、使用者代表の氏名を記入し押印する。コピー代金を徴収する。

付 記

この会則は2022年7月21日より施行する。